主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人浅井精三の上告理由第一点について。

所論は、原審の専権に属する証拠の取捨、事実の認定を争うことに帰するのであって、原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。

同第二点について。

被控訴代理人は、原審第二回口頭弁論において、本件の各請求中金員支払を求める請求を取下げ、控訴代理人が右取下に同意したことは記録上明らかであり、原判決は、残余の請求につき審理し、控訴人の控訴を理由がないと認め、判決主文において控訴棄却の判示をしたものであるから、原判決は、第一審判決中右請求のみを維持したこと明らかである(当裁判所昭和二四年(オ)第一四一号、同年一一月八日第三小法廷判決参照)。論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	池	田			克
裁判官	河	村	大		助
裁判官	奥	野	健		_
裁判官	Щ	田	作	之	助